

# 葛巻町農業委員会 第32回総会議事録

1 日 時 令和3年2月19日(金) 午後2時00分から午後2時30分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

報告第1号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

4 出席委員

② 門 場 政 一            ③ 藤 森 康 隆            ④ 藤 岡 俊 策

⑤ 川 崎 美由起            ⑥ 久 保        淳            ⑦ 落 宰        勝

⑧ 星 野 順 子            ⑨ 南 坂 スガ子

5 欠席委員

① 深 澤        進

6 議事録署名委員

③ 藤 森 康 隆            ⑦ 落 宰        勝

7 書記(農業委員会事務局)

松 尾 さゆり (主 幹)

主 幹 　　ただ今から葛巻町農業委員会第32回総会を進めさせていただきます。  
　　本日は総会終了後に農政小委員会を開催いたしますので、農業委員の方々は残っていた  
　　くようお願いいたします。  
　　今日は会長と局長が欠席となりますので、門場職務代理からご挨拶を頂戴し、引き続き  
　　総会に入らせていただきたいと思います。  
　　よろしくお願いいたします。

【あいさつ】

職 務 代 理 　　忙しいところ大変ご苦労様です。  
　　17日に産業振興大会がございまして、表彰された方にはお祝いを差し上げたいと思いま  
　　すし、農業委員で参加していただいた方にはお礼を申し上げたいと思います。  
　　そんな中で新規就農者ということで若い方が5名、それから新規創業者ということで3件  
　　ほど、新しい事業を取り組まれた方がいるということで、私も地元にいながら知らなかつ  
　　たという訳ですが、上手くいけばいいなと思っております。  
　　あと昨日、一昨日でしたか、婦人の方々には、つなぎ温泉での研修に4名参加していただ  
　　きました。本当にありがとうございました。内容については総会が終わってから、いい話  
　　があればお話ししていただければ幸いです。

【開 会】

議 長 　　それでは、総会に入ります。  
　　ただ今から、葛巻町農業委員会第32回総会を開会いたします。  
　　本日の出席委員は9名中8名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。  
　　なお、1番深澤会長から欠席の申し出がありましたので報告いたします。  
　　本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

《日程第 1》

議 長 　　日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。  
　　議事録署名委員は、3番藤森委員、9番南坂委員のお二人を指名いたします。  
　　また、会議書記は、事務局職員の松尾主幹を指名いたします。

《日程第 2》

議 長 　　次に、日程第2「会期の決定」を行います。  
　　会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 　　異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第 3》

議 長 　　次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議 長 　　松尾主幹。  
主 幹 　　はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
2月15日(月)	現地確認調査	川崎委員



議 長 【「異議なし」の声】  
異議なしと認め、採決に移ります。  
議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を  
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】  
挙手全員です。  
よって議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定につい  
て」を原案のとおり決定いたします。

議 長 《日程第5》  
次に日程第5「議案第2号 葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」  
を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

議 長 【松尾主幹 挙手】  
松尾主幹。  
議案書は2ページから24ページをご覧ください。農地の案件は4件、山林原野が1  
件となります。

この案件は、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第3条第2項の規定に  
基づき、計画を変更する場合に、市町村は農業委員会等から意見を聴取することとさ  
れており、これに対する回答内容についてご審議いただくものでございます。

まず、3ページの 1 農用地利用計画の変更概要でございますが、(1)土地利用の  
状況（変更前の状況）の行政区域の総面積は町全体の面積でございます。

次の段の農業振興地域、これは総合的に農業振興を図るべき地域で29,252haのうち  
農用地区域が15,452.3haとなっております。

これは集团的に存在する農用地や土地改良事業区域内などの生産性の高い農地等で  
農業上の利用を確保すべく指定された土地になります。

次の(2)農用地利用計画の変更をご覧ください。農用地区域から除外するのは2.8ha  
で、このうち現況が農地のものが1.2ha、山林原野1.6haとなっております。

4ページをご覧ください。農用地区域から除外される1.2haの内訳であります。一  
般住宅建築629㎡、植林の案件が5件で、面積は27,740㎡となっております。

5ページの事業計画概要書をご覧ください。

1件目の案件は、●●地区の●●●●さんで、●●第●●地割字●●●●の畑1筆629  
㎡になります。位置図は、7・8ページの図面をご覧ください。

6ページの検討表をご覧ください。

既存の住宅が老朽化のため、新たに住宅を建築したいというものです。既存住宅の  
ほかは農地となっているため、代替地がないことから、既存住宅の隣地である農地を  
一部分筆し転用しようというものです。

農地の一部を分筆し事業実施することから、必要最低限の面積であり、他の農地に  
影響を及ぼすおそれがないことなどから、農用地区域から除外については、特に問題  
はないものと思われま。

次に、9ページをご覧ください。

2件目は、●●●地区の●●●●さんで、●●第●●地割字●●●●●と●●第●  
●地割字●●●●●の畑2筆3,995㎡の農地となります。

位置図は、11・12ページをご覧ください。

10ページの検討表をご覧ください。

●●第●●地割の農地は、平成28年の豪雨災害で橋が決壊し、圃場まで行く手段が  
寸断されたため、耕作放棄地となっており、植林をし有効活用を図りたいというもの  
です。

●●第●●地割の農地は、圃場までの道路が急勾配で道幅も狭く、作業機事故が何

度も発生していることから、農地として利用するには条件が悪く、耕作放棄地となっているため、植林し有効活用を図りたいというものです。

いずれも農地として利用するには条件が悪いため、植林をして有効活用を図ることは妥当な判断だと思われます。

また、他の農地に影響を及ぼすおそれがないことなどから、農用地区域から除外については、特に問題はないものと思われます。

次に13ページをご覧ください。

3件目は、●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●第●地割字●●●の畑1筆4,437㎡です。

申請地は、周囲を山林や山林化した農地に囲まれ、申請地自体もすでに山林原野化しており、日照時間が短いため反収量も見込めず、作業道や橋も狭く農地として利用するには条件が悪いため、植林し有効活用を図りたいというものです。

いずれも農地として利用するには条件が悪いため、植林をして有効活用を図ることは妥当な判断だと思われます。

また、他の農地に影響を及ぼすおそれがないことなどから、農用地区域から除外については、特に問題はないものと思われます。

次に、17ページをご覧ください。

4件目は、●●●地区の●●●●●さんで、●●第●●地割字●●●●●1筆16,073㎡の地目 原野となります。位置図は、19・20ページをご覧ください。

18ページの検討表をご覧ください。

申請地は、周囲を山林に囲まれており、草地として利用していたが急傾斜地であり農作業が危険を伴うことや日照時間が短いことから生育も悪いなど農地として利用するには条件が悪く、耕作放棄地となっているため、植林し有効活用を図りたいというものです。

以上のことから、植林をして有効活用を図ることは妥当な判断だと思われます。

また、他の農地に影響を及ぼすおそれがないことなどから、農用地区域から除外については、特に問題はないものと思われます。

5件目は、●●●地区の●●●●●さんで、●●字●●●●●の田1筆3,235㎡です。位置図は、23・24ページをご覧ください。

22ページの検討表をご覧ください。

申請地は、周囲を山林・原野に囲まれており、日照時間も短く、すでに申請地も原野化が進んでいることから、農地の借り手も見つからず、耕作放棄地となっているため、植林し有効活用を図りたいというものです。

利用条件も悪く、植林をして有効活用を図ることは妥当な判断だと思われます。

また、他の農地に影響を及ぼすおそれがないことなどから、農用地区域から除外については、特に問題はないものと思われます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。  
現地確認結果の報告を5番川崎委員お願いします。

**【5番 川崎委員 挙手】**

議長 川崎委員。  
5番 現地確認の結果を報告します。

1件目の案件は、既存住宅の隣地である農地を一部分筆し、住宅建築をしようというものです。

宅地は、既存住宅以外は所有しておらず、すべて農地のため代替地もなく、農地の一部を分筆して事業実施することは妥当であると思われます。

また、必要最低限の面積であり、隣接する農地に影響もないことから、農用地区域からの除外は適正であると判断いたしました。

2件目から5件目の案件は、農地として活用するには条件が悪く、農作業をするには危険であったり、日照不足のため耕作放棄地となっている農地に植林をし、有効活用を図りたいというものです。

いずれも農地として利用するには条件が悪いため、植林をして有効活用を図ることは妥当な判断だと思われます。

また、隣接する農地に影響もないことから、農用地区域からの除外は適正であると判断いたしました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議長 挙手全員です。

よって議案第2号「葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は同意することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

**《日程第6》**

議長 次に日程第6「報告第1号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

**【松尾主幹 挙手】**

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は25ページをご覧ください。

今月は2件の工事進捗状況報告書を受理いたしましたので、ご報告いたします。

砂利採取のために●●●●●●●●が令和2年10月30日に一時転用許可を受けた分の進捗状況報告で、2月3日に報告書が提出されました。

2月15日に川崎委員と星野委員が、状況を確認しております。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を8番星野委員にお願いします。

**【8番 星野委員 挙手】**

議長 星野委員。

8番 現地確認の結果を報告します。

この案件は、砂利採取のため、令和2年10月30日付けで一時転用の許可をした土地の工事進捗状況について報告するものでございます。

いずれも、砂利を継続採集中であることを確認して参りました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。

議 長 　　これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。  
【「なし」の声】  
ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。  
以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第32回総会を閉会いた  
します。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、  
ここに署名する。

令和3年3月1日

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_